

松戸市報道資料

令和7年8月18日

令和7年度8月補正予算案の概要 (一般会計)

松戸市財務部財政課

☎047-366-7076 FAX047-366-1241

✉mczaisei@city.matsudo.chiba.jp



1. 歳出 ※各事業については詳細ページあり。 (単位：千円)

款No.	事業名称	所属名	補正額	左の財源内訳				補正理由
				国県	市債	その他	一般財源	
民生費	1 市立保育所関係事業	保育課	0			△ 14,000	14,000	物価高騰対策として、公立保育所・認可外保育施設・幼稚園・認定こども園（教育利用者）等に対し、年間を通して第2子半額・第3子以降全額分の給食費を支援する。 ○現状：4月～7月→補正後：通年
	2 待機児童解消緊急特例事業	入所入園担当室	1,320				1,320	
	3 幼稚園等支援事業	幼児教育課	63,520				63,520	
	4 保育所運営事業	保育運営担当室	37,351				37,351	物価高騰対策として、民間保育園・認定こども園（保育利用者）に対し、年間を通して第2子半額・第3子以降全額分の給食費を支援する。 ○現状：4月～7月→補正後：通年
	5 認定こども園運営事業		7,778				7,778	
教育費	6 教育相談事業	児童生徒課	1,764				1,764	物価高騰対策として、フリースクール等利用料の一部について年間を通して補助する。 ○現状：1学期→補正後：通年
	7 小学校給食管理運営事業	学校給食担当室	5,795			△ 540,790	546,585	物価高騰対策として、 ①小・中学校の給食費を年間を通して完全無償化する（弁当等持参者への支援含む）。 ②私立小・中学校等就学者及び長期欠席者について、年間を通して昼食費を支援する。 ○現状：1学期→補正後：通年
	8 中学校給食管理運営事業		4,056			△ 302,619	306,675	
合計			121,584	0	0	△ 857,409	978,993	

2. 歳入 (単位：千円)

No.	事業名称	所属名	補正額	補正理由	※予算書 ページ数
1	給食費負担金収入	保育課 学校給食担当室	△ 857,409	給食費無償化を年間を通して実施することに伴う減	P6, 7
2	物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金	政策推進課	135,788	追加交付分（累計939,480千円）	〃
3	財政調整基金繰入金	財政課	843,205	8月補正（第4回）後基金残高：4,758,497千円。	〃
合計			121,584		

物価高騰対策として

補正額 : ①②8億5,326万円 (一般財源額)
補正予算書 : ①②10、11ページ



① 2・3学期も小・中学校給食費の完全無償化を継続 (アレルギー等で弁当を持参している児童・生徒への支援含む)

(学校給食担当室 ☎047-366-7463)

【支援内容】 保護者の経済的負担の軽減を図るため、学校給食費 (アレルギー等で弁当を持参している世帯への弁当代補助を含む) の完全無償化を2・3学期分も継続します。
一人当たり／月 小学生……約5,000円
中学生……約6,000円

【対象者】 松戸市立小・中学校に在籍している児童・生徒
約33,000人 (小学生: 約22,000人、中学生: 約11,000人)

【対象期間】 令和7年9月分から令和8年3月分まで

② 2・3学期も私立小・中学校等就学者、長期欠席の児童・生徒への昼食費支援を継続

(学校給食担当室 ☎047-366-7463)

【支援内容】 保護者の経済的負担の軽減を図るため、該当世帯に対し昼食費負担軽減の一助として「支援金の給付」を2・3学期分も継続します。
一人当たり／月
小学生……低学年(1・2年生): 3,800円、中学年(3・4年生): 4,000円、高学年(5・6年生): 4,300円
中学生……5,000円

【対象者】 ➤私立学校等……松戸市立以外の小・中学校に就学している児童・生徒
約1,250人 (小学生: 約250人、中学生: 約1,000人)
➤長期欠席……松戸市立小・中学校在籍者で学校を欠席し、給食を停止している児童・生徒
約1,100人 (小学生: 約450人、中学生: 約650人)

【対象期間】 令和7年9月分から令和8年3月分まで

物価高騰対策として

補正額 : ③④1億2,573万3千円 (一般財源額)
補正予算書 : ③8、9ページ ④10、11ページ



③ 令和8年3月分まで保育園児・幼稚園児等の給食費支援を継続

(保育課 ☎047-366-7351)
(幼児教育課 ☎047-701-5126)

【支援内容】 保育園児・幼稚園児等の給食費の支援を令和8年3月分まで継続します。

第2子：半額に減免、第3子以降：無償

※幼稚園、認定こども園（教育利用者）、県指定監督基準を満たした認可外保育施設については、

第2子：月額2,500円、第3子以降：月額5,000円の給付を令和8年3月分まで継続します。

【補正額】 一般財源額：1億2,396万9千円
(予算額内訳)

保育課 (歳入)	▲1,400万円	対象：公立保育所
保育課保育運営担当室 (歳出)	4,512万9千円	対象：民間保育園、認定こども園（保育利用者）
保育課入所入園担当室 (歳出)	132万円	対象：県指定監督基準を満たした認可外保育施設
幼児教育課 (歳出)	6,352万円	対象：幼稚園、認定こども園（教育利用者）

【対象者】 約4,600人

【対象期間】 令和7年8月分から令和8年3月分まで

④ 2・3学期もフリースクール等を利用する不登校の児童・生徒への支援を継続

(児童生徒課 ☎047-366-7461)

【支援内容】 不登校の児童・生徒が通うフリースクール等の月額利用料金の一部の補助を2・3学期分も継続します。
一人当たり月額利用料金の3分の1（月額補助上限1万円）

【補正額】 一般財源額：176万4千円

【対象者】 フリースクール等を利用する不登校の児童・生徒の保護者

【対象期間】 令和7年9月分から令和8年3月分まで